

魅力ある学校づくり調査研究事業とは

■中学校区を単位とした指定地域において、校区内の中学校・小学校が互いに連携し、全教職員の共通理解・共通実践により、すべての児童生徒を対象として「魅力ある学校づくり」を目指し、実践的な取組を行う。

■平成22年度～令和4年度まで実施

◆本事業において学校で取り組むことは、自立支援、初期対応ではなく、未然防止の取組に特化することとする。

→ 不登校の増加に歯止めをかけるために、以下のような未然防止の視点が鍵となると考えられる。

- ・ すべての子どもたちを対象とした「居場所づくり」,
「絆(きずな)づくり」
- ・ 教員が本来すべき仕事(集団指導)に、より力を発揮できるようにする。
- ・ 必要以上に個別支援を増やさない。
- ・ 初期対応の取組と明確に区別する。

◆効果検証の指標として、不登校の「新規数」を用いる。

魅力ある学校づくりの主体は

第5章 学校等における取組

1「不登校が生じないような学校づくり等」

(1)魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒にとって学校が、

自己が大事にされているか？

心の居場所となっているか？

きずなづくりの場となっているか？

大切な意味のある場となっているか？

教職員が自らの教育活動を問い直すこと